

農地利用効率化等支援交付金

【令和7年8月6日からの大雨並びに台風第12号及び第15号による被害対策】

令和7年8月6日からの大雨並びに台風第12号及び第15号により農業用機械等が被災した農業者が、融資又は地方公共団体の支援を受け、被災した農業用機械等の修繕・再取得等を行い、経営改善に取り組む場合に、優先採択により支援します。

助成対象者

※ 農業用機械等が大雨により被災した旨の証明を市町村長から受ける必要。

地域計画の目標地図に位置付けられた者

（位置付けられることが確実であると事業実施主体（市町村）が認める者を含みます。）

助成の内容

被災した農業用機械等の修繕・再取得等を支援します。

補助率：3／10以内（国費上限600万円）

（地方公共団体による上乗せ支援が可能です。）

修繕・再取得した農業用機械等について、農機具共済、園芸施設共済、民間の保険、施工・販売業者等による保証等、気象災害等による被災に備えていただく必要があります。

大雨により被害を受けた日以降の取組（着工）であれば、本事業の計画承認等の手続前の取組でも対象となります。



い草生産農家の
冠水した織機の修繕



水没等により修理不能になった
農業用機械の再取得

- ※1 被災した農業用機械よりも機能向上されたものの取得も可能です。
- ※2 事業費が50万円未満のものは対象となりません。
- ※3 耐用年数がおおむね5年以上20年以下のものに限ります。

以下の書類の保管をお願いします。

- ①機械等の被害状況、作業を行った者、日付け、費用の額が分かる書き物や写真
- ②作業を外注した際の発注書、納品書、請求書、領収書などの書類

成果目標

助成対象者は、被災前の水準を上回る以下の【必須目標】と【選択目標】（②～④から1つ以上）について数値目標を設定する必要があります。

【必須目標】 ①付加価値額（収入総額－費用総額＋人件費）の拡大

【選択目標】

②農産物の価値向上、③単位面積当たり収量の増加、④経営コストの縮減

助成金の計算方法

- 1 農業用機械等の修繕・再取得等（園芸施設共済の加入対象施設以外）
次の(1)又は(2)のいずれか低い額が助成額の上限となります。

(1) 事業費 × 3/10

(2) 事業費－（融資額＋地方公共団体の上乗せ措置）



- 2 農業用ハウス等（園芸施設共済の加入対象施設）

次の(1)から(3)のうち最も低い額が助成額の上限となります。

(1) 事業費 × 3/10

(2) (事業費 × 1/2)－（支払共済金(共済未加入者は※で算出した額) × 1/2)

(3) 事業費－（融資額＋支払共済金＋地方公共団体の上乗せ措置）

※ 事業費×被災施設等の経過年数及び施設の種類の種類に該当する時価現有率×8/10により算出した額。

※ 助成対象者ごとの助成金の上限額は300万円です。ただし、被災した農業用機械等の修繕・再取得に必要な額が1,000万円を超える者であって、市町村が必要と認める場合は、上限額が最大600万円となります。

対象となる融資

地方公共団体による上乗せ支援のほか、金融機関等からの融資を活用して事業を実施することができます。

農業協同組合、農業協同組合連合会、農林中央金庫、（株）日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、（株）商工組合中央金庫、（独）奄美群島振興開発基金、銀行、信用金庫、信用組合、都道府県

問い合わせ先

本事業による農業者への支援は、市町村を通じて行われます。

お住まいの市町村の農政担当部局等へお問い合わせ下さい。